生きもの、ひと、くらしがつながり豊かな文化を育むまち

文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告

1. 文京区生物多様性地域戦略の概要

文京区は、生物多様性基本法に基づく計画及び文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として、平成31(2019)年3月に文京区生物多様性地域戦略を策定しました。

本戦略は、平成31 (2019) 年度から令和10 (2028) 年度までの10年間を計画対象期間とし、10年後に到達することを目指す文京区の姿を『生物多様性都市ビジョン』として定め、これを達成するため、以下の4つの基本目標とそれに関連する施策を定めて推進しています。

く文京区生物多様性地域戦略の都市ビジョンと基本目標>

生物多様性都市ビジョン

目指すべき「くらし」の姿

生きものとひと のくらしがつな がり、新たな歴 史と文化を紡ぐ まち

基本目標

ステップ1 理解・浸透

基本目標 I

「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・ 定着を図る



ステップ2 日常生活でできることから実践

基本目標Ⅱ

生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、 日常の中で実践する



目指すべき「まち」の姿

多様な生きもの、 水、みどりととも に豊かに発展する まち ステップ3 生きものたちの生息空間の継承・創出

基本目標皿

生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り 組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現 する

基本目標Ⅳ

生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持 続する

2. 国内外の生物多様性に係る動向

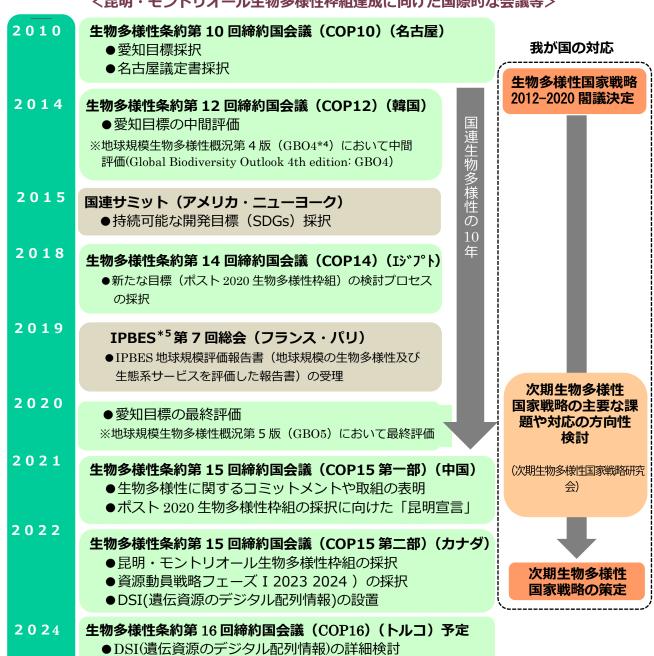
国内外の生物多様性に係る動向は下記のようになります。

2.1 国際的な動向

生物多様性条約第 15 回締約国会議(CBD-COP*115)第二部では、愛知目標*2 の後継である国際 的な目標が「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。愛知目標は 2020 年を 目標年としていたのに対し、この新枠組では 2050 年の「自然と共生する世界」実現に向けた 2030 年までの新たな世界目標として確定されました。23項目で構成されており、日本が重視していた保全 に関する目標である「30bv30 目標*3」が主要な行動目標の一つとして位置付けられました。

次回の COP16 は 2024 年の下半期にトルコでの開催が決定され、DSI(遺伝資源のデジタル配列情 報)等についてさらに検討を進める予定です。

< | < | く昆明・モントリオール生物多様性枠組達成に向けた国際的な会議等 > |



出典:中央環境審議会総会(第27回)資料(環境省)、IPBES 第7回総会結果報告会資料(環境省)、環境省ホームページより作成

<昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造>

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

自然と共生する世界

2050年ビジョン

2050年ゴール

A

- ・生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- 人による絶滅の阻止、絶滅率と リスクの削減。在来野生種の個 体数の増加
- 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B 生物多様性が持続可能に 利用され、自然の寄与 (NCP) が評価・維持・強化
- C 遺伝資源、デジタル配列情報 (DSI)、遺伝資源に関連する 伝統的知識の利用による利益 の公正かつ衡平な配分と2050 年までの大幅な増加により、生 物多様性保全と持続可能な利 用に貢献
- D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮 小し、枠組実施のための十分な 実施手段を確保

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮し

- た空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び
- OECMにより保全 (30 by 30目標) 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確
- 保、人間と野生生物との軋轢を最小化 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法なちのにする
- 8.自然を活用した解決第/生態系を活用したアプローチ 等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最 いか

(2) 人々のニーズを満たす

スチック汚染の防止・削減

- 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、 生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並 びに食料安全保障に貢献
- 11.自然を活用した解決第/生態系を活用したアプローチ を通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス 便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配 分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する 文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

2030年ターゲット (3)ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセス メント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ 国民勘定に統合することを確保
- 15. 事業者 (ビジネス) が、特に大企業や金融機関等は 確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依 存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必 要な情報を提供するための措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、 食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の 大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の 特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間 5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益な インセンティブを拡大
- 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国 から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ド ル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術 移転を強化
- 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 22. 女性及び女児、こども及び若者、障害者、先住民及
- 22. 女性及び女児、ことも及び右省、障害者、先性氏及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 23. 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアブローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件/責任と透明性(レビューメカニズム)/広報・教育・啓発・取り込み

出典:「昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造」(環境省生物多様性センター)

2.2 国の取組の動向

(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第 11 条の規定に基づく政府の 基本的な計画で、1995年に策定されて以降、これまで5回の見直しが行われてきました。

2023 年に第六次戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、新たな国際的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応したものとなっています。さらに、2030 年のネイチャーポジティブの実現に向けて、以下の 5 つの基本戦略が設定されました。

- (1) 生態系の健全性の回復
- (2) 自然を活用した社会課題の解決
- (3) ネイチャーポジティブ経済の実現
- (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- (5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

<生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要>

本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本 生物多様性損失と気候危機への統合的対応、コロナ危機の要因、社会の根本的変革
- ・位置づけ・役割 自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画

第1部:戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

・損失の直接要因(土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種)とその背景にある間接要因(社会経済活動)、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における健全な生態系の確保・回復と自然を活用した解決策による統合的解決、自然資本管理・生物多様性保全のビジネス化等

第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機(開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動)
- ・根本要因として社会経済に生物多様性が主流化されていない状況

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標への対応、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき**5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方**の解説

第2章 本戦略の目指す姿(2050年以降)

第1節 自然共生社会の理念

· 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像(長期目標としての2050年ビジョン)

- ・2050年ビジョン「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標(2030年ミッション)

・ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現:

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる

第2節 五つの基本戦略と個別目標

- ・5つの基本戦略
- ①生態系の健全性の回復:場の保全・再生(30by30目標等)、利用・管理における負荷軽減、野生生物保全
- ②自然を活用した社会課題の解決:

地域づくり、NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化、鳥獣管理

- ③ネイチャーポジティブ経済の実現:リスクや機会の評価、目標設定、情報開示、ファイナンス
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容):

理解増進、人材育成、消費活動における行動変容、保全行動の促進

- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進:情報基盤整備、空間計画、国際連携
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標:

状態目標(あるべき姿)、行動目標(なすべき行動)

※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及び昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

・7つの考え方(①科学的な認識と予防的/順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点に立った取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進)

第2節 進捗状況の評価及び点検

- ・国際枠組のレビューメカニズムへの対応、基本的に2年に1度の点検
- 第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤教育機関(学校、博物館等)、 ⑥民間団体(NGO・NPO等)、⑦国民

出典:生物多様性戦略 2023-2030 の概要(環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室)

第2部:行動計画

<作成方針等>

- · 5つの基本戦略の下での行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策を網羅的に記載
- ·行動目標ごとに現状や求められる対策などの基本的考え方を示した上で、関連施策を記載
- 可能なものは施策に係る指標の現状や数値目標を示した
- ・関連施策のうち、重点的に取り組む新規施策や野心的な目標を設定し強化・拡充する施策等を**重点施策** と位置づけ
- ・生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて拡充・強化 を図る

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する
- 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
- 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現

- 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すと ともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復 する活動を推進する
- 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
- 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、 生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

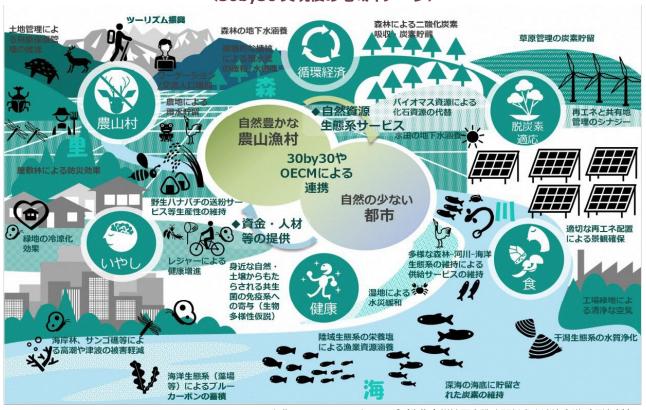
- 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

出典:生物多様性戦略 2023-2030 の概要(環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室)

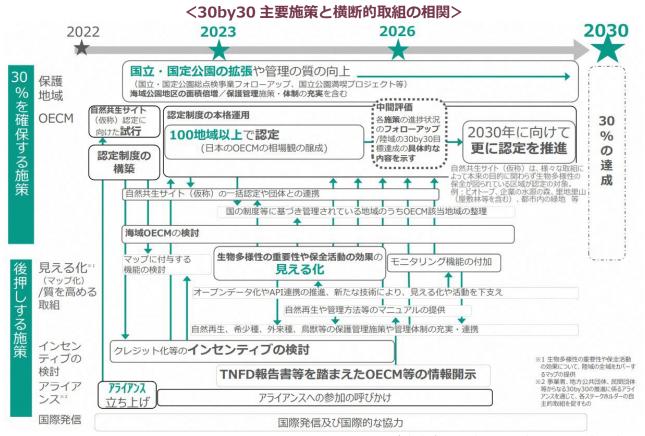
(2) 30by30 に関する動向

30by30 とは、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の 30%以上保全する目標のことです。日本での 30by30 目標達成に向けた行程と具体策についてまとめた 30by30 ロードマップが 2022 年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。

<30by30 実現後の地域イメージ>



出典:30by30 ロードマップ (生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議 (環境省))



出典:30by30 ロードマップ (生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議 (環境省))

30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信するため、有志の企業・自治体・団体等による「生物 多様性のための 30by30 アライアンス」が 2022 年 4 月に発足しました。30by30 の達成を目指す上でカギとなる OECM*6 (Other Effective area-based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)については、アライアンス参加者の協力を得て、認定の仕組みを試行する実証事業が進められています。

2022 年度は OECM に該当する場所を環境省が自然共生サイト*7 として認定する仕組みを試行する 実証事業が実施されました。自然共生サイトの対象は、「生物多様性の価値を有し、企業、団体・個 人、自治体による様々な取組により、(本来目的に関わらず) 生物多様性の保全が図られている区域」 とされ、この実証事業における東京都内の参加サイトは下表に示す 8 件です。

これらのうち文京区に近い事例として後期サイト No.13 の千代田区の大手町タワーは、都心環境に本物の森として「大手町の森」を設け、生物多様性の保全のみならず、ヒートアイランド現象の緩和や水害対策を目的としたプロジェクトとなっています。このサイトは、コンクリート土壌上で問題なく生育するかの研究実験を繰り返した後、大手町に移植される工法で作られました。また、樹木の二酸化炭素吸収量や保有量の観測、生態系登録アプリの実証実験等の取組が行われています。

	くで和4年度。日然共主リイト認定の試行参加リイト(東京都内を抜件)>					
期	No.	サイト名	所在地		L+1 -↓- +√	
			都道府県	市区町村	協力者	
前期	7	清水建設「再生の杜」	東京都	江東区	清水建設株式会社	
期	8	三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館	東京都	千代田区	三井住友海上火災保険株式会社	
後期	10	八王子市長池公園	東京都	八王子市	NPO フュージョン長池	
	11	大日本印刷株式会社 市谷の杜	東京都	新宿区	大日本印刷株式会社	
	12	長谷エテクニカルセンター	東京都	多摩市	株式会社長谷工コーポレーション	
	13	大手町タワー	東京都	千代田区	東京建物株式会社	
	14	下丸子の森	東京都	大田区	キヤノン株式会社	
	15	日立製作所国分寺サイト 協創の森	東京都	国分寺市	株式会社日立製作所	

<令和4年度 自然共生サイト認定の試行参加サイト(東京都内を抜粋)>

出典: 令和4年度試行サイト情報(環境省 生物多様性のための30by30アライアンス事務局)

2023 年 4 月からは自然共生サイト認定制度の運用が開始されました。2023 年度以降の OECM に係る検討内容としては、自然共生サイト認定制度について引き続き認定促進に向けた制度の改善が図られていくほか、団体等との連携、国の制度等に基づく OECM の設定に向けた検討、海域の OECM の検討等が進められていく予定です。

(3) ネイチャーポジティブ*8経済に関する動向

「国際生物多様性年国内委員会」(地球生きもの委員会)と「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(UNDB-J)の後継組織として「2030 生物多様性枠組実現日本会議」(J-GBF)が 2021 年 11 月に設立されました。この J-GBF の第一回総会が 2023 年 2 月に開催され、ネイチャーポジティブを実現するような社会経済活動の拡大を目指したコミットメントとして「J-GBF ネイチャーポジティブ宣言」が発表されました。

環境省では 2021 年度に「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会」を設置し、 2023 年 4 月に「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版) – ネイチャーポジティブ経営に向けて – 」を公表しました。また、2022 年 3 月に「ネイチャーポジティブ経済研究会」を設置し、2023 年 度に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)」を策定する予定です。

<ネイチャーポジティブ(自然再興)の考え方>

昆明・モントリオール生物多様性枠組 2050年ビジョン

自然と共生する世界

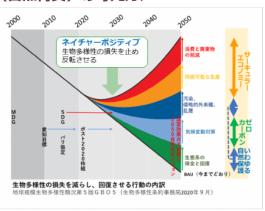
(a world of living harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、 我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め、 反転させるための緊急の行動をとる



ネイチャーポジティブ (自然再興) の考え方

出典: J-GBF ネイチャーポジティブ宣言(2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF))

<ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)について>

	項目	今年度の成果	来年度の調査・検討事項(案)
1	ネイチャーポジテイプ像		
	●生物多様性の BaU と目指す姿 ●日本の目指す姿	●自然資本の損失の状況・NP 移行による 効果(新国富指標)	●日常生活・経済と自然資本との関わり ●日本国内の課題
2	NP 実現に当たっての経済の行		
		資本毀損によるリスク) ●セクター別依存度(グローバルレベル)	●NP に関する指標の検討(国レベル、企業レベル等) ●自然資本が失われることによる経済・社会への影響 ※日本における分野別負荷状況を把握できるか要検討
3	NP 経済実現の可能性と効果		
	●NP 経済の定義 ●NP 実現に貢献する業種・セク ター=オポチュニティ ●NP 移行による日 本での効果	●NPE 経済移行による経済効果(ビジネス 機会額・雇用効果)の算出	●ネイチャーポジティプ経済(NPE)の定義 ●優先度の高い分野の抽出 ●気候変動との関係に関する科学的データの整理 ●NP ビジネスの具体的事例
4	- 各主体の役割		
	●政府、企業、地方自治体、市 民の役割 ●事業活動における課題	●サプライチェーン対応の現状と課題、解 決の糸口	●30by30 と企業 ●各主体の役割(国、自治体、各種企業、金融機関 等)等
5	2050 年に向けた展望		

※NP: ネイチャーポジティブの略

出典:ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)について(ネイチャーポジティブ経済研究会(第4回)(環境省))

(4) 外来生物法の改正

令和5年6月1日に施行された改正外来生物法では、「アメリカザリガニ」と「アカミミガメ」が条件付特定外来生物*°に指定され、野外への放出・購入・販売・頒布・輸入・販売や頒布を目的とした飼養等については、原則として通常の特定外来生物と同様の規制がかかるようになりました。ただし、一般家庭での飼育や少数の相手への無償での譲渡し等はこれまで通り可能です。

<条件付特定外来生物の規制の概要>



捕獲



飼育



無償譲渡



放出



販売・頒布・購入

出典:環境省ホームページ

2.3 東京都の取組の動向

(1) 東京都生物多様性地域戦略

東京都では、生物多様性基本法に基づいた都内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本的な計画として「東京都生物多様性地域戦略」が 2023 年 4 月に策定されました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標年次を踏まえ「2050年の東京の将来像」として、『自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す』を基本理念として掲げ、生態系サービスごとの将来像が示されました。

また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理した「地形区分ごとの将来像」や、2050年東京の将来像の実現に相応しい「2030年目標」及び「基本戦略ごとの行動目標」が示され、2030年ネイチャーポジティブに向けた目標と生物多様性に関わるあらゆる主体の取組の方向性を掲げています。

<2050年の東京の将来像>

基本理念

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、 将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

生態系サービスごとの東京の将来像

豊かな自然があふれ 生きものと共生する都市

生態系に配慮した緑地があふれ、生きものが戻るとともに、自然と共生する生活

基盤サービス

東京の自然が持続的に 利用されるとともに、 自然に根差した歴史・ 文化が継承され、東京 の自然の価値が見直さ れている

空間や職場環境が実現

文化的サービス 自然の恵みにより 生活を豊かにする都市 都内外の自然資源を 持続的に利用する都市 供給サービス



ヒートアイランド現象 の緩和や雨水浸透による 洪水被害の軽減など、自然 が有する機能が十分に発揮 されたレジリエントな都市 づくりが進む

> 調整サービス 自然の機能が発揮された レジリエントな都市

大都市東京ならではの目指すべき姿①

【都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持 続的な利用が進んでいる】



市街地内のみどりの質の向上

市街地内でも、公園・屋敷林・農地・企業緑地・自宅 の庭など小さなみどりの質が向上し、都市空間全体で 生物多様性の向上が図られている

大都市東京ならではの目指すべき姿②

【都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる】

都内だけでなく、日本全体・地球規模にも配慮した行動変容により、消費行動などを通じて関係する生物多様性の保全と持続可能な利用が進み、結果として東京も持続的な社会が構築されている



出典:東京都生物多様性地域戦略について(東京都生物多様性地域戦略 概要版 (東京都環境局))

〈東京の将来像を実現するための 2030 年目標〉

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と 持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる=ネイチャーポジティブの実現

<昆明・モントリオール生物多様性枠組>

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止 め反転させるための緊急の行動をとる

世界目標の主な要素

○保全に関する目標

30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、 外来種定着の半減

○ビジネス、主流化に関する目標

ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進

○NbSに関する目標

自然が持つ調整力を減災等に活用



<ネイチャーポジティブ実現のイメージ>

- 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」 に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
- 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

- 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなく
- 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす
- Ⅲ 生物多様性の価値を認識し、都内だけなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典:東京都生物多様性地域戦略について(東京都生物多様性地域戦略 概要版

<基本戦略ごとの行動目標>

基本戦略Iの行動目標

生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」 「公園・緑地の新規開園」により、生きものの 生息・生育空間や生態系サービスの維持向 上を図るエリアを「生物多様性バージョンアッ プエリア」として位置付け、行政として

10,000ha目指す。さらに、民間の取組を 「+ (プラス)」で表現し、様々な主体と共 に取り組んでいく。







陽の届かない人工林

豊かな森林

新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼ 口となるようにするための実効性のある取組を 様々な主体と共に実施することを目指す

基本戦略Ⅱの行動目標

Tokyo-NbSアクションの推進 ~自然に支えられる都市東京~

自然を活用した解決策(NbS)となる取 組を、行政・事業者・民間団体など各主体 がともに推進する。2030年までを「NbS定 着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組 を実施することを目指す。

■ NbS (Nature-based Solutions)

自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例) 自然災害リスク

グリーンインフラによる NbS|減災機能の強化

緑地、雨水貯留浸透施設 等 <地下水涵養、雨水流出抑制>

自然災害リスクの低減に貢献

基本戦略皿の行動目標

生物多様性都民行動100%

~一人ひとりの行動が社会を変える~

保全活動への参加や消費行動など、全ての 都民が生物多様性に配慮・貢献することを 目標とする。また、都民だけでなく、事業者・ 民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に 配慮・貢献する取組を推進していく。

■都政モニター調査(2020)

「自然環境や生きもののために日頃から心がけ ていること」

特に何もしていない…**10.7% ←ゼロに**





自然を守る活動に参加

環境に配慮した商品の選択

10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生 息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築 自然環境情報の収集・保管・分析・発信 東京産の自然の恵みの利用(供給サー

防災・減災等につながる自然の機能の活 用(調整サービス)

快適で楽しい生活につながる自然の活用 (文化的サービス)

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献 する行動変容

出典:東京都生物多様性地域戦略について(東京都生物多様性地域戦略 概要版 (東京都環境局))

(2) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン

「東京都生物多様性地域戦略」で掲げている 3 つの基本戦略を踏まえた生物多様性の保全・回復と実現可能な利用に資する東京都の取組と目標を示す「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」が、「東京都生物多様性地域戦略」と同じ 2023 年 4 月に策定されました。「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」では、2023 年度と 2024 年度の具体的な取組と目標が示され、全庁的な推進体制のもと、PDCA サイクルによる進捗管理を徹底することで、2030 年ネイチャーポジティブに向けた取組を推進していくものとなっています。

<基本戦略ごとの行動目標>

■ 基本戦略 I

行動目標① 生物多様性バージョンアップエリア 10.000+1

2030 年までに「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」及び「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、2030 年までに行政として「みどりの質の維持・向上を図るエリア」と「みどりの量を確保・拡大するエリア」を合わせて10,000haとすることを目指す。

行動目標② 新たな野生絶滅 ZERO アクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組が、様々な主体とともに実施されている。

■基本戦略Ⅱ

行動目標 Tokyo-NbS アクションの推進 〜自然に支えられる都市東京〜

自然を活用した様々な解決策(NbS^2)となる取組が、行政・事業者・民間団体などの各主体において推進されている。

■ 基本戦略Ⅲ

行動目標 生物多様性都民行動 100% ~一人ひとりの行動が社会を変える~

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、生物多様性の危機を自分事として捉え、都民や事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体の行動が生物多様性に配慮・貢献したものに変わっている。

出典:東京都生物多様性地域戦略アクションプラン(東京都環境局)

(3) 保全地域の保全・活用プラン

保全地域の価値・魅力を更に向上し、保全地域が目指す姿の実現のため、2023 年 1 月に「保全地域の保全・活用プラン」が策定されました。「保全地域の保全・活用プラン」では以下の取組を計画的に進めることにより、保全地域が目指す姿の実現を目指すものとしています。

- ・新規保全地域指定や生物多様性に配慮した管理
- ・魅力ある保全地域を実現する取組
- 多様な主体との連携・保全活動の担い手育成

<目指す姿・今後の取り組むべき施策について>

目指す姿

目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について

I. 保全地域が都内の生物多様性 の拠点となっている



カワセミ



キンラン



ホトケドジョウ

1) 多様な生物の生息・生育する緑地を保全地域に新規指定 新たに中間目標として、2030年度までに約30hの新規指定を目指す (現在の目標:2050年度までに100ha)

山地、丘陵地、台地部の多様な生物の生息・生育環境となっている緑地や生物多様性の保全上特に重要と認められる緑地を新たに指定

2)生物多様性に配慮した管理推進体制の構築

・コーディネート事業の推進

有識者の意見を踏まえ、ボランティア団体や地元自治体等の多様な主体の連携を 図りながら、生物多様性や魅力を向上する取組を推進

自然環境調査により各地域の特徴やポテンシャルを把握した上で、その特徴等を 生かすための作業計画を作成・実施し、PDCAサイクルにより管理を推進

3) 希少種保全対策の推進

- ・生息域内保全(環境の保全・再生、積極的な保護・増殖、盗掘・踏み荒らし防止対策)
- ・生息域外保全(絶滅の危険性の高い種の保全地域外での保護・増殖)

4) 外来種対策の推進

保全地域の在来種に悪影響を及ぼすアライグマなどの外来種の駆除

5) 二次林の更新

コナラ・クヌギ等の伐採更新により、明るい林床による生物多様性の向上

6) 林縁部の保全事業の推進

住宅等と接する林縁部の樹木の伐採による生物多様性の向上と安全性の向上

目指す姿

目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について

II. 保全地域が都民に親しまれ、 重要性が理解されている



横沢入里山保全地域



矢川緑地保全地域

7) 保全地域の普及啓発の推進

①保全地域の情報発信等の推進

- ・保全地域の役割や魅力、保全の成果を伝えるためのコンテンツの作成、 QRコードを活用した看板の掲示などの取組を推進
- ・柵、木道、看板等の管理施設の更新

②各自然体験プログラムにおける普及啓発

・体験プログラムを通じて、生物多様性保全の重要性や、保全地域の 果たす役割を効果的に伝える普及啓発ツールの作成

Ⅲ. 多様な主体と連携し保全地域の 保全に取り組んでいる



下草刈り作業



田植え作業の指導

8) 多様な主体と連携した管理運営と継続的な担い手の育成

- ・地域の団体、学校、住民等と連携した活動の促進
- ・効果的な管理推進体制の構築(コーディネート事業の推進) (再掲)
- ・活動に関心のある都民等と、受け入れを希望するボランティア団体をマッチングする仕組みである「保全地域サポーター」の運用
- ・東京グリーン・キャンパス・プログラムや体験プログラムの拡充、 より若い世代への活動参画へのアクション
- ・ボランティア技術講習会の拡充
- ・ボランティア団体の技術交流等の推進

出典:保全地域の保全・活用プラン(概要版)(東京都環境局)

3. 文京区生物多様性地域戦略の施策の実施状況

本戦略に基づいて令和 4(2022)年度に本区が実施した主な施策について、基本目標ごとに取組内容をまとめました。

基本目標 I 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

基本目標 I では、区民や事業者による生物多様性に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。



施策の方向性

- ① 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる
- ② 区内の生物多様性の現状を把握・周知する
- ③ 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

<令和4(2022)年度の主な取組内容>

① 【生物多様性の概念の理解・浸透】

- ○生物多様性の概念や暮らしに身近な生物多様性の恵みをまとめたものをHPで公開し、啓発を図りました。(施策1-1)(環境政策課)
- 〇子ども概要版を区立小学校に配付する等、次世代に対する生物多様性の理解・浸透を図りました。 (施策1-1) (環境政策課)
- 〇区民・事業者アンケートにおいて、「生物多様性と暮らし」「事業活動との関わり」について紹介しました。(施策1-1)(環境政策課)
- ○区HPのアライグマ・ハクビシンのページに、環境省の外来種に関するページをリンクして、外来種への対策を情報発信しました。また、外来種の飼養や輸入についての取扱いについて周知しました。(施策1-2)(環境政策課)

②【区内の生物多様性の現状把握・周知】

- ○計画改定の際等における現地調査の実施を予定しています。 (施策2-1) (環境政策課)
- ○主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、 合わせて25種の野鳥を確認しました。(1/28(午前)小学生11名・保護者11名、(午後)小学 生6名・保護者6名が参加。)(施策2-2)(環境政策課)
- ○「文の京生きもの図鑑~区内の身近な生きもの集めました~」を53冊購入いただきました。(施 策2-4)(環境政策課)
- ○生きもの図鑑のチラシを観光協会に配架依頼をし、親子環境教室や環境ライフ講座、イベント等でチラシの配布を実施しました。(施策2-4)(環境政策課)
- ○事務局で区内の動植物状況を確認し、季節の生きものアルバム(春・夏・秋・冬)として動植物の観察情報を区のホームページに掲載しました。(施策2-5)(環境政策課)

③【区内等の自然・生きものに触れ合う機会の創出】

- ○主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、 合わせて25種の野鳥を確認しました。(1/28(午前)小学生11名・保護者11名、(午後)小学 生6名・保護者6名が参加。)(再掲)(施策3-1)(環境政策課)
- 〇自然散策会等を午前・午後に分けて合わせて6回開催しました。(10月:本郷給水所〜礫川公園(参加者15名)、12月:日比谷公園(参加者13名)、3月:小石川植物園(参加者16名)) (施策3-1)(みどり公園課)
- ○環境学習会において、自然に関するプログラムを以下の内容で実施しました。(施策3-1)(教育センター)

【科学教室】以下のテーマで3回実施しました。

- (1) 土中の生物を観察しよう(9/10:参加者45名)
- (2) 細胞の不思議(細胞のつくり・細胞分裂などを観察しよう) (10/29:参加者45名)
- (3) 魚のからだのしくみ―アジの解剖―(1/21:参加者44名)

【やってみましょう楽しい実験】以下のテーマで3回実施しました。

- (1) ミジンコの不思議(4/16:参加者54名)
- (2) ウミホタルの不思議(8/27:参加者52名)
- (3) タネの不思議(10/15:参加者56名)

【子ども科学カレッジ】以下のテーマで4回実施しました。

- (1) 花の育種の話(6/18:参加者10名)
- (2) 「藻」は厄介者か、未来を拓く救世主か@お茶の水女子大学(6/25:参加者10名)
- (3) 意外と知らない微生物と人との関わり合い(7/10:参加者14名)
- (4) カイコで光る糸をつくる 見て、ふれて、きいて学ぶカイコのおもしろさ(8/6:参加者21名)
- ○区HPでめぐりの道を公開しました。(施策3-1) (環境政策課)
- ○四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、山村・自然体験事業を年20回実施し、スノートレッキングや川遊び体験、スキー体験等を行いました。(施策3-2)(区民課)

基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

基本目標 II では、区民や事業者が生活スタイルや事業活動を転換し、日常の中で実践することができるように、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

日常生活でできることから実践

ステップ 2

施策の方向性

- ④ 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する
- ⑤ 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する
- ⑥ 各主体との連携・協働を推進する

出典)認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用 ※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等の HP をご参照ください。

<令和4(2022)年度の主な取組内容>

- ④【生物多様性に配慮した生活スタイルの促進】
- ○生ごみ減量塾〜エコの花、腐葉土作って咲かせよう!〜を実施しました。(春季6/3:参加者24名、秋季11/4:参加者18名)(施策4-1)(リサイクル清掃課)
- ○生きもの図鑑に「認証ラベル」について掲載し、ライフ講座や親子環境教室、親子生きもの調査で図鑑を配布しました。(施策4-2)(環境政策課)
- ○食品ロス削減の取組として下記のとおり行いました。(施策4-2)(リサイクル清掃課)
 - ・BUNKYOごみダイエット通信(12月発行)
 - ・モノ・フォーラム(食品ロス削減講座)(1/27:参加者25名)
 - ・エコ・クッキング教室(小学4~6年生とその保護者対象) (7/29:参加者5組10名)
 - ・フードドライブ(未利用食品の回収)約5,318kg
- ○環境ライフ講座を開催し、「生きものの多様性と私たちとのつながり」をテーマにした講座を行いました。講座では、文の京生きもの写真館を紹介、配布し、生物多様性に関して意識啓発を行いました。また、親子環境教室で「生き物のふしぎを知ろう」をテーマに講座を開催し、文の京生きもの図鑑を紹介、配布し、身近な生きものについて興味を持つきっかけづくりを行いました。(施策4-3)(環境政策課)
- ○区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成のため、以下の講座を開催しました。 (施策4-3) (リサイクル清掃課)
- ・リサイクル推進サポーター養成講座(5/18~6/15:全4回、受講者16名)
- ・リサイクル夏休みバス見学会(8/24:参加者26名、見学先:えこっくる江東、株式会社トベ商事足立営業所)(施策4-3)(リサイクル清掃課)
- ○みどりのサポート活動ボランティア活動について区HPに掲載し、周知しました。また、活動参加 募集案内を区HPや区報に掲載しました。(施策4-3)(みどり公園課)
- ⑤【生物多様性に配慮した事業活動の促進】
- ○大規模建築物(3000㎡以上)、中規模建築物(1000㎡以上3000㎡未満)の事業所に対し、適正 分別及びリサイクル推進啓発のため立入検査を実施しました。(大規模120件、中規模125件) (施策5-1)(リサイクル清掃課)

○地域戦略の概要版をHPで掲載し、事業者アンケートに「生物多様性民間参画ガイドライン(認証 ラベル商品等が掲載)」について紹介しました。(施策5-1)(環境政策課)

⑥【各主体との連携・協働の推進】

- ○肥後細川庭園(区立公園)で冬の野鳥観察会を開催しました。(施策6-1)(環境政策課)
- ○四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、年20回実施。スノートレッキングや川遊び体験、スキー体験等を行いました。(再掲)(施策6-1)(区民課)
- ○みどり公園課に公園の重要種について草刈方法を配慮するように依頼しました。(施策6-2) (環境政策課)
- ○生物多様性に関する活動を行っている区内団体を、区HPに掲載しました。(施策6-3) (環境 政策課)
- ○NPOと協働で親子生きもの調査(冬の野鳥)を実施し、親子環境教室、環境ライフ講座で生きものをテーマにした講座をNPOに委託して開催しました。(施策6-3)(環境政策課)

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまち を実現する

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ 3 生きものたちの 生育空間の継承・創出



施策の方向性

- ⑦ 公園・公共施設等における身近な牛物多様性を創出する
- ⑧ 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する
- ⑨ 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する
- ⑩ エコロジカル・ネットワークを形成する
- ⑪ 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

<令和4(2022)年度の主な取組内容>

⑦【公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出】

- ○区立公園で重要種に配慮した草刈を実施しました。また、連続した植栽整備を実施しました。 (施策7-1)(みどり公園課)
- ○樹木が健全に育つための公園・緑地等の剪定等を実施しました。(施策7-1)(みどり公園課)
- ○区民参画による公園等の管理として、44園について38団体が参加しました。(施策7-1)(みどり公園課)
- ○区民参画による公園づくりとして、窪町東公園、向丘一丁目児童遊園の意見交換会を計5回実施しました。(施策7-1)(みどり公園課)
- ○区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法として、屋上緑化のススキ植生あたりを一部 50cm残しました。(施策7-2)(施設管理課)
- ○樹木の適正な維持管理のため、街路樹の剪定等を実施しました。 (施策7-3) (みどり公園課)

⑧ 【区民・事業者における身近な生物多様性の創出】

- ○東京都苗木生産供給事業を活用し、10月に苗木の配布を行いました。(参加者160名)(施策8-1)(みどり公園課)
- ○区民・事業者への手づくりビオトープの取組方法を紹介するため、教育センターに設置した手づくりビオトープの見本と、ビオトープづくりのポイントについて区HPや生きもの図鑑で紹介しました。(施策8-1)(施策8-2)(環境政策課)
- ○文の京生きもの図鑑に、コラム「手づくりビオトープ」を掲載しました。(施策8-1、8-2)(環 境政策課)
- ○安全で良好な生活環境をつくることを目的として、生垣造成補助を実施しました。(1件)(施 策8-1、8-2)(みどり公園課)

⑨【歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承】

○保護樹林・樹木指定制度に基づく、維持管理費用の一部を助成する等の支援を実施しました。 (樹木 45件(74本)、樹林 3件(6,900㎡))(施策9-1)(みどり公園課)

- ○崖線に残された緑地や湧水の自然豊かな空間を維持するために、緑地の剪定等を実施しました。 (施策9-2) (みどり公園課)
- ○緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持するために、神田川法面(風致地区)緑地の剪定を実施しました。(施策9-3)(みどり公園課)
- ○文京花の五大まつり等のイベントについて、一部経費の助成や広報活動等の支援を行いました。 (施策9-3) (アカデミー推進課)
 - ・第51回文京つつじまつり開催日(4/2~5/1 来場者:70万人)
 - ・第38回文京あじさいまつり開催日(6/11~6/19 来場者:10万人)
 - ・第37回文京朝顔・ほおずき市開催日(7/23~7/24 来場者:2万6千人)
 - ・第44回文京菊まつり開催日(11/1~11/22 来場者:20万人)
 - ・第66回文京梅まつり開催日(2/8~3/8 来場者:40万人)
 - ・第51回文京さくらまつり(文京観桜会)開催日(3/18~4/2 来場者:1.2万人)

⑩【エコロジカル・ネットワークの形成】

○引き続き手づくりビオトープの取組促進等により、住宅・事業所における緑化を推進し、緑と緑のネットワーク形成を図りました。(施策10-1)(環境政策課)

①【外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進】

- ○外来生物防除事業において、アライグマ1頭、ハクビシン2頭の捕獲をしました。(施策11-1) (環境政策課)
- 〇国土交通省万世橋出張所と国道上のヒアリの調査を実施しました。結果としてヒアリではありませんでした。(施策11-1)(環境政策課)
- ○愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナーの向上における動物愛護週間イベント(動物の適正飼養)をシビックセンター1階展示室で開催しました。(9月:参加者457名)(施策11-2)(生活衛生課)

基本目標IV 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

基本目標IVでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生みだす都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ 3 生きものたちの 生育空間の継承・創出



施策の方向性

- 12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する
- 13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

< 令和4(2022) 年度の主な取組内容>

②【持続可能な都市開発における生物多様性の促進】

- 〇区HP、事業者向けアンケートで「屋上等緑化補助金制度」や「生垣造成補助制度」の助成を紹介しました。(施策12-1)(環境政策課)
- ○文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を実施しました。(民間施設81件、公共施設8件)(施 策12-2)(みどり公園課)

(3) 【公共施設の改修等における生物多様性の再生】

〇柳町小学校の改築工事を実施しています。緑化計画部分の工事は令和8年度を予定しています。 (施策13-1)(学務課)

【その他】

〇都市計画事業である春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業(南街区の一部)にて緑化空間の整 備が行われました。(都市計画課・地域整備課)

4. 本戦略の進捗状況

4.1 進行管理指標

本戦略の進行管理指標として、下表に示す指標を設定しています。

各評価についてはアンケート結果等により令和 5 (2023) 年度の現状値を求め、将来の目安値達成への進捗評価を行いました。

<進行管理指標の評価基準>

	現状の評価
達成の見込み有	0
達成まで引き続き行動が必要	0
達成まで更なる行動が必要	\triangle

<進行管理指標>

基本目標	指標		戦略策定時 平成 29 (2017) 年度	現状値 ^{令和5年} (2023)年度	将来の目安 ^{令和 10 (2028) 年度}	現状の 評価
基本目標	「生物多様性」という言葉を	区民	80%	86%	100%	0
<u>I</u>	知っている割合	事業者	77%	85%	100%	0
	身の回りの「生きもの」の存 在に関心がある区民の割合	区民	90%	89%	100%	0
基本目標	生物多様性の保全に関して取 組内容を知りたい区民の割合	区民	94%	88%	100%	0
	生物多様性の保全への取組を 実施している事業者の割合	事業者	20%	22%	100%	Δ
	環境に配慮した製品を購入し	区民	74%	83%	100%	0
	ている割合	事業者	70%	82%	100%	0
基本目標 _Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向け 再整備事業等を行った都市公園 [*]		9 ヶ所	27 ヶ所	現状より 増加(累計)	0
	敷地内の緑化に取り組んでい	区民	63%	56%	100%	Δ
	る割合	事業者	49%	57%	100%	Δ
基本目標 <u>IV</u>	ビオトープマップにおけるみど 積	りの面	180ha	_*3	現状より 増加	_
	区内の緑の状況(緑被率)*2		18.4% (平成 30 年)	_*4	19%(令和 11 年)	_

^{※1} 江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業)に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園。

^{※2} 令和2(2020)年3月改定の「文京区みどりの基本計画」で定められている値を用います。

^{※3} 計画の改定に合わせて現状値把握及び評価を行います。

^{※4} 緑地実態調査に合わせて現状値把握及び評価を行います。

4.2 アンケート結果

区では、本戦略の進捗状況を測るための手段の一つとして、区民、事業者に取組状況等のアンケート調査を実施しています。なお、集計結果は端数処理の関係により、合計が 100%とならないことがあります。

<アンケート調査の概要>

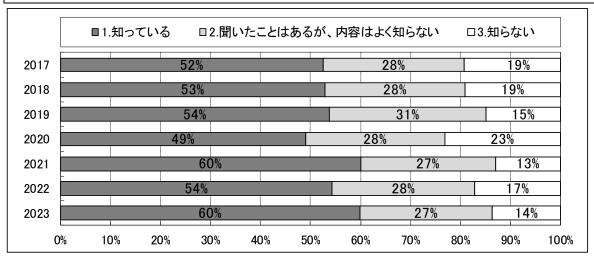
	区民	事業者	
対象	・18 歳以上の住民基本台帳登録者	・大規模事業所	
	1,200人	(総量削減義務と排出量取引制度における、	
	(住民基本台帳から年齢別人口比率	指定(特定)地球温暖化対策事業所)	
	抽出)	31 事業所	
		・中小規模事業所	
		500 事業所	
		(商用データベースをもとに層別抽出)	
調査項目	・地球温暖化対策に関する行動について	・地球温暖化対策に関する行動について	
	・生物多様性に関する意識・認知度につ	・生物多様性に関する意識・認知度について	
	いて 等	等	
回収率	34.2% (2023 年度実施)	31.3% (2023 年度実施)	
	2022 年度(実施)24.8%	2022 年度(実施)28.1%	
	2021 年度(実施)28.4%	2021 年度(実施)35.7%	
	2020 年度(実施)31.8%	2020 年度(実施)28.5%	
実施時期	2023年5月24日発送		
発送回収	郵送による調査票の発送・回収、WEBによる回答の併用		
方法			
送付資料			

基本目標ごとの進行管理指標として毎年実施している区民・事業者アンケートの経年変化について 以下に示します。(数値はアンケート実施時年度)

(1) 基本目標 I

1) 「生物多様性」という言葉を知っている割合(区民)

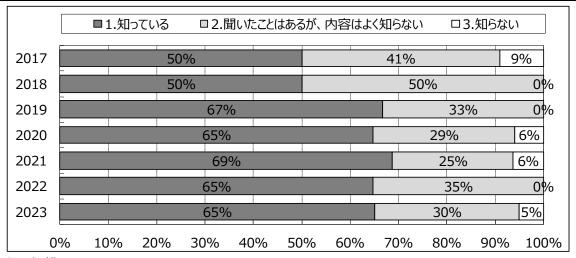
「知っている」が60%であり、認知度は一時的に低下する年もあるが向上傾向にある。



2) 「生物多様性」という言葉を知っている割合(事業者)

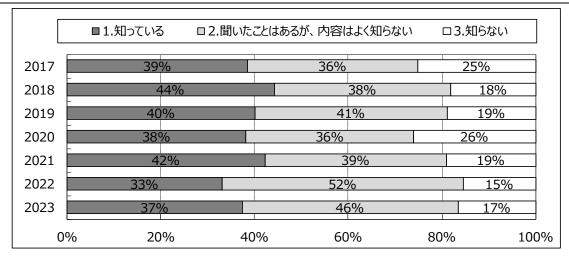
① 大規模

「知っている」が65%であり、2019年以降大きな差異は見られず、認知度を維持している。



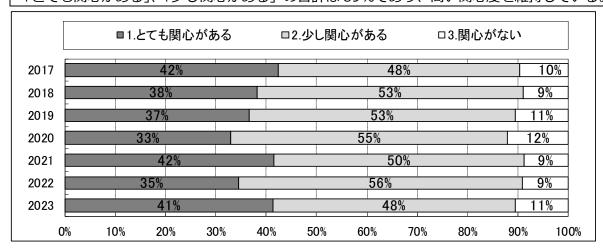
② 中小規模

「知っている」は 37%であり、認知度は一時的に低下する年もあるが向上傾向にある。大規模事業者と比較すると認知度は低い。



3) 身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合

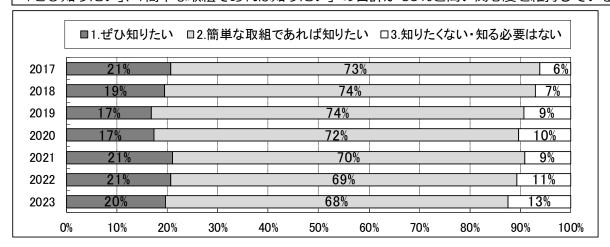
「とても関心がある」、「少し関心がある」の合計は89%であり、高い関心度を維持している。



(2) 基本目標Ⅱ

1) 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合

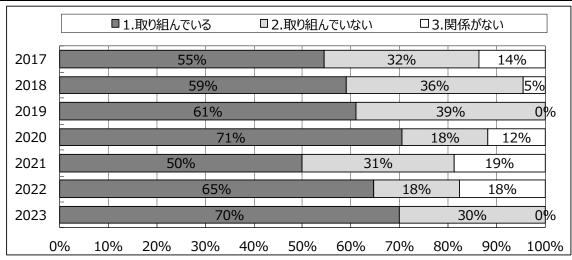
「ぜひ知りたい」、「簡単な取組であれば知りたい」の合計が88%と高い関心度を維持している。



2) 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合

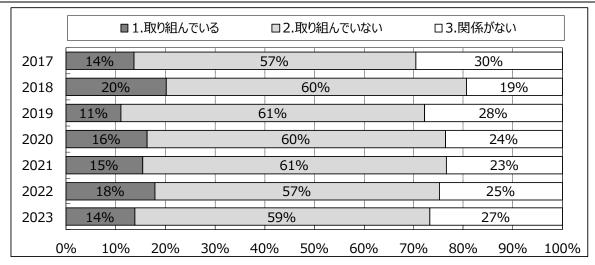
1 大規模

「取り組んでいる」が 70%と前年度より向上しているが、「取り組んでいない」も増加している。



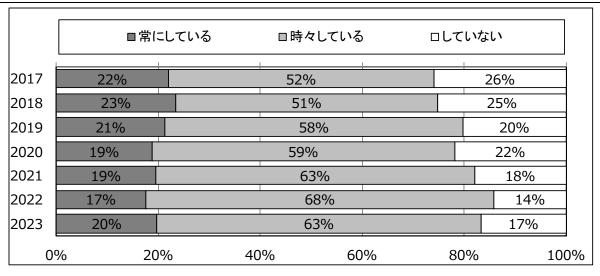
② 中小規模

「取り組んでいる」が 14%と前年度より減少し、「取り組んでいない」が増加している。大規模 事業者と比較すると実施率が低い。



3) 環境に配慮した商品を購入している割合(区民)

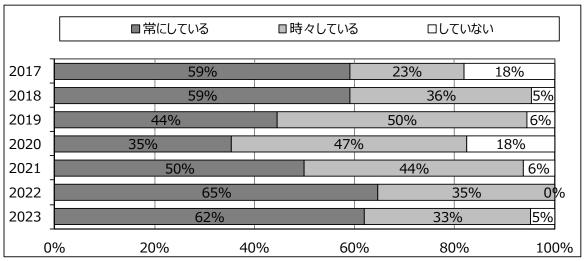
「常にしている」、「時々している」の合計は83%であり、一時的に減少している年もあるが増加傾向にある。



4) 環境に配慮した商品を購入している割合(事業者)

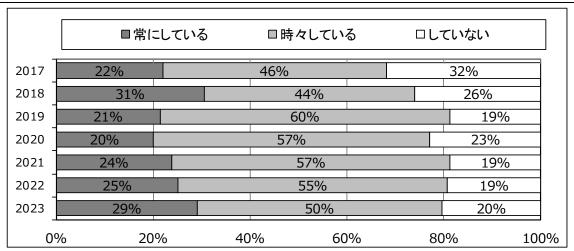
① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は95%であり、高い実施率となっている。



② 中小規模

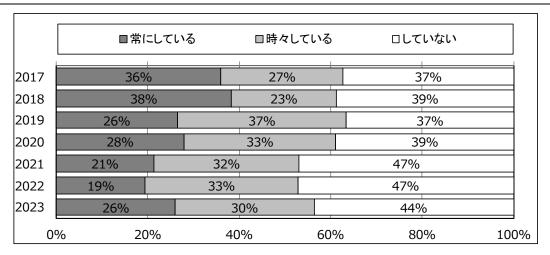
「常にしている」、「時々している」の合計は79%であり、近年は横ばい傾向である。



(3) 基本目標皿

1) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合(区民)

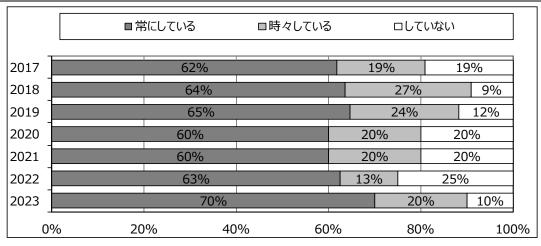
「常にしている」、「時々している」の合計は56%であり、前年度よりやや向上している。



2) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合(事業者)

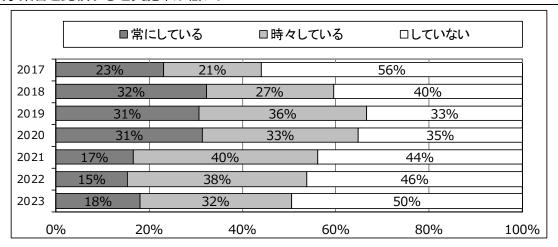
① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は90%であり、前年度より向上している。



② 中小規模

「常にしている」、「時々している」の合計は 50%であり、2019 年以降減少傾向にある。大規模事業者と比較すると実施率が低い。



5. 現状と今後の方向性

基本目標 I 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

現状

- ●区民の「生物多様性」という言葉の認知度は 9 割程度と高い傾向にあり、内容まで知っている割合は 6 割と前年度より向上している。
- ●事業者の「生物多様性」という言葉の認知度は、大規模事業者は内容まで知っている割合が 7 割程度と高い傾向にあるが、中小規模事業者は4割程度にとどまっている。
- ●区民の「身の回りの生きもの」への関心がある割合は近年9割程度となっている。

今後の方向性

- 〇生物多様性の認知度については、区民及び大規模事業者は高い傾向にあるが、中小規模事業者は「知っている」が 4 割程度と低いままであるので、中小企業向け HP や商店街などで簡潔な内容での周知・啓発を図る。
- 〇各種環境関連講座で生きもの図鑑を活用する等、身の回りの動植物についての情報提供や生物 多様性の概念を周知し、区民の意識向上を図る。
- ○環境イベントで生きもの図鑑のチラシを配布し、周知・啓発を図る。

基本目標 II 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

現状

- ●生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合は近年 9 割程度となっており、うち「簡単な取組であれば知りたい」割合が 7 割程度となっており関心度が高い。
- ●生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合は、概ね横ばいで推移している。中小 規模事業者の取組を実施している割合は大規模事業者よりも低く 1 割程度であり、前年度より やや減少している。
- ●環境に配慮している商品を購入している区民は、「常にしている」「時々している」を合計する と8割を超える。実施しない理由として、「面倒だから」「関心がない・必要性を感じない」「効 果がわからない」等がある。
- ●環境に配慮している商品を購入している事業者の割合は、大規模事業者は 9 割以上と高い傾向を維持し、中小規模事業者は 8 割程度と横ばい傾向にある。中小規模事業者の実施しない理由として、「質問に該当する事業がないから」「関心がない・必要性を感じない」「質問に該当する機器・設備がないから」等がある。

今後の方向性

- ○環境に配慮している商品を購入することの必要性を引き続き周知する。
- ○区HPや講座を通して、認証ラベルの紹介や食品ロスの削減等について周知し、生物多様性に 配慮した生活スタイルへの転換を促す。
- ○国の生物多様性民間参画ガイドライン等の周知をし、生物多様性に配慮した事業活動の促進を 図る。

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

現状

- ●敷地内の緑化に取り組んでいる区民の割合は 6 割程度と前年度よりやや向上している。実施しない理由として、「質問に該当するものをもっていないから」「質問に該当する家事や行動をしないから」「関心がない・必要性を感じない」等がある。
- ●敷地内の緑化に取り組んでいる事業者の割合は、大規模事業者は近年8~9割程度、中小規模事業者は5~6割程度である。中小規模事業者は2019年以降減少傾向にある。実施しない主な理由として「該当する機器・設備がないから」「該当する事業がないから」「別途経費が発生するため経営上厳しい」等がある。

今後の方向性

- 〇住宅の庭や事業所の屋上等の狭いスペースでも、費用をあまりかけずに、生きものの暮らす場所(ビオトープ)を手づくりする「手づくりビオトープ」について周知・啓発し、一人一人が 取組を行うことで、小さな緑と緑がつながり、エコロジカル・ネットワーク形成に寄与することを周知する。
- ○生垣造成や屋上緑化等への助成について引き続き情報提供を行う。

基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

現状

●緑被率の平成 30(2018) 年値は、18.4%で、緑被地面積は 207.4ha となっている。

今後の方向性

〇引き続き、文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を行うほか、工事や改築に合わせて緑化 基準に基づく整備を行う。

用語解説

*1 COP (締約国会議)

Conference of the Parties の略で、コップと読む。条約や議定書を批准した国が集まる最高意思決定機関であり、生物多様性条約に関しては概ね2年に1回開催される。

*2 愛知目標

2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標のこと。2010年に開催されたCOP10(生物多様性第10回締約国会議)で採択され、開催場所が愛知県名古屋市だったことから、「愛知目標」と呼ばれている。

*3 30by30 目標

30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

*4 GBO

Global Biodiversity Outlook の略。各国から提出された報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータを分析し、愛知目標等の達成状況や達成見込み等について分析した報告書で、愛知目標の進捗評価に関する基礎資料として参照されている。

*5 IPBES

IPBES とは Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services の略で、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し的確に政策に反映させていくための、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。生物多様性に関する政策提言を含む報告書の作成等を行っている。事務局は、国連環境計画(環境分野における国連の主要機関)の下に置かれ、ドイツのボンに設置されている。

*6 OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略で、自然公園など公的な保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。企業や団体によって生物多様性の保全が図られている土地などが該当する。

*7 自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。国などが具体的な規制をかけ保全に取り組んでいる所以外でも、民間企業やNPO、市町村などが管理する場所を保護していくという目的があります。

*8 ネイチャーポジティブ

企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来の発想から大きく踏み込んで、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」ことを目指す新たな概念のことです。

*9 条件付特定外来生物

外来生物法に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を当分の間適用除外とする生物の通称のことです。